



徳林書
肥後

後藤第五

徳林書 編卷之二十

相治十九年
八月 點查章

和歌山文化会館
33.7.30 封
36276

A260
7
A-27

任せし^{は後名}不^知精忠を尽し切りし^は不^は天災打
結きりり家中扶助し事なり飢民は多り
是も^も互に救ひし一國の信譽なり舟程
せ昇進し元米五百石の身上成^は是^は知
千五百石が増し外は役料は千五百石給
り初金三千石と大^はは^は國中の政を

なり第六學校より人を任用するを政の基とし
之の并下は執政を大將帥とし右將領二百石
以下は才徳次第昇進成根なり之の
第一は國中の政を十二職に分ち六は行政
統くり混雜をなきやうし之の并下は
國庫を六備ふを武備を極むる并下は
刑法政を立るの一般なり刑法を委數數の
士より是に改判の政要也

一 六は行政の職分十二第一機密方とは社稷の事又大臣

杯不懲。秘密の事不預。第二選舉方とは物頭以
下の役人の擇びを掌る。以上は彈正少三考績を
之諸役人年中の功績を致し視察を掌る。并下
學校方とは學校一切の用事を掌る。并下刑法方
とは太の訴訟罪人の刑罰を掌る。并下方は
役人並下屬に右五職に重役を屬し不懲察家光
一人は法持といふ。機密長岡助を選舉は
右五職の事。大正の一切の政を並統は
いふも右五職の事は法持の家老法合にて決

断是是第六幼定方と云才七郡方とい才八西方
と云才九屋敷方と云才十天主方と云才十一数族方
と云才十二作の方と云右十二職之外小宮屋方能
手方と云役屋方と云

一 官名も天下不通き事なれ他國小對しと聲
難き事なれ由大抵他國同聲も任職の事
内のもる所いふも名目付人し勝次并甘き
選挙者後木の職分も是有り見たり委り
條理の三つと云

一 稲津林意と云け誠実少く智略も乏文盲少く
その有りたる生 候入部の初郡方惣身以休符也
納方便利少く農民殊小感服せりは以秋登川
大水少く堪切也民家田畑顆破換せし小普清
役の面も逆意少く身種も無任は事とし民の難
孫増しと云小銀取及人しり加孫意小休符
しり此方取少く何根も云斗し一應りむし上
孫意 畏り生事し無越大賞小美夥費作り
古破換しりも百廻もし呼寄守常水換しり

矢方とし危難ふ及ふ君小し不使ふ使ふ思ふ
小舟君の食物を自(ま)賃銭を中(ち)に以(も)つ舟
波(なみ)に出(で)積(た)げ波(なみ)中(ち)に大(おほ)貴(たか)し何(なに)程(ほど)小(こ)の何(なに)程(ほど)
賃(賃)銭(せん)を楳(ま)男(おとこ)女(め)老(ら)弱(じやく)の(ま)相(あ)惑(まど)の(ま)ふ(ま)り
土(つち)を運(つ)ひ土(つち)を築(た)めぬ窮(きう)民(たみ)とし大(おほ)土(つち)收(と)ひ分(わ)り
なく普(ふ)徳(とく)出(で)米(こめ)三(さん)四(し)脚(かく)舊(ふる)衣(い)の(ま)る(ま)る之(これ)を
窮(きう)民(たみ)の中(ち)小(こ)土(つち)と(と)知(し)る(る)頌(うた)を作(つく)り土(つち)を運(つ)ふ
福(ふ)津(つ)恩(おん)意(い)の(ま)根(ね)を神(かみ)佛(ぶつ)の(ま)死(し)ぬ(ぬ)命(いのち)を助(たす)けぬ
と包(か)ひ分(わ)り鄭(てい)の子(こ)産(う)むを(ま)時(とき)百(ひゃく)姓(せい)安(やす)堵(と)す

秋(あき)を作(つく)りし(ま)左(さ)傳(でん)見(み)えり氏(し)情(じやう)往(わう)を感(か)んせり
事(こと)今(いま)と(と)も昔(むかし)か(か)し(ま)あ(あ)は(は)れ

一 長(なが)岡(おか)之(の)水(みづ)今(いま)甘(あま)り剛(ごう)強(きやう)少(すく)き亭(てい)間(ま)博(はく)く詩(し)を
能(よ)く作(つく)り来(き)ま(ま)す二(に)平(へい)小(こ)滿(まん)り時(とき)り族(ぞく)惶(きやう)思(し)言(ご)
風(かぜ)儼(げん)々(々)実(じつ)不(ふ)大(おほ)臣(しん)の体(てい)を成(な)りし(ま)と(と)は(は)に(に)臣(しん)
少(すく)く之(これ)水(みづ)在(あ)る(る)最(も)も危(あや)しき人(ひと)及(およ)ぶを掬(く)免(めん)
爾(なん)氣(き)味(み)悪(わる)く自(ま)作(つく)り物(もの)音(ね)靜(じやう)小(こ)星(ほし)命(いのち)と(と)は(は)
族(ぞく)月(つき)夜(や)小(こ)酒(さけ)宴(うたげ)没(ぼつ)什(じ)事(こと)女(め)中(ち)交(まじ)り興(きやう)小(こ)土(つち)遣(つ)
丈(たけ)人(ひと)作(つく)りし(ま)以(も)つ移(うつ)りし(ま)水(みづ)の笑(わら)ひ顔(かほ)見(み)ゆ

かゝる酒宴の出来ごと思召上りて酒を飲ま
ざる事と身とを水たぬ由体も河と
四角分の物清し。女中も近く
し。と数度と強ひ第々水つと膝弁
の帯をはく後とと擲り合屏風を打御
出前までハ分ふ長氣と一言見向せ
せり出前も一勿論也。不敬な体な
智く有る晦を乞退せ終ふ敬なり。とや
一 秋山後六元米豊後國藩邸の醫師之鶴齋也

肥後侯も在醫李修りの為徳本羅書抄を修り
李識を詩を能作り也。彦正抄云云二百
石の祿を給り毎口米百石會座講釈上
に依付て十年正月を羅遇を以り後六
元米田舎人少く自由持別も事なれ困窮
存以厚しと後分自由持別も依付且酒を好
也。同人法本も松列を以毎日兩壺升々給り
是に後家中専ら李問ふ向ひ。後侯の毒
と成徳書所を立し。大後り困坐也。と也

儒者元米陪臣りてを俸祿を給り、重祿に
て付も、今固く承来り、是も會徳に
辱しむる也。忠實なる事付少く、毎く制限を
課り、先府政待せ、まゝ多かり、少く
も答ふなり。一日殊外に延引して晩年を
待たし、其苦難を漸く生れ、是も其苦外
に敬とて、今皆く思入るも、其苦何の如き
か、今も殊外待久し、一幸て修後を暇入
り、今も其苦及ひ、是も今も會徳に辱し

候事、このまゝ、後より何の沙汰に、なり、由
候事、同國政の基、云事を、作、各、之、殊小
幸職を尊崇せ、困達、の、幸者、崇、稀、甘、もの、と
い、の、を、知、り、同、臣、下、乃、中、小、幸、者、を、格、別、
け、ら、し、む、に、も

海録 伊木山助、木葉村の百姓なり、詩
乃、上、下、り、を、選、奉、せ、ま、り、俸、祿、を、給、り、
其、以、堀、平、を、名、に、公、下、り、て、初、出、合、三、助、對、
け、以、後、無、意、致、し、く、也、拙、者、凡、奉、り、奉、り、候

池「佳作か」行「見せよ」一叔拙志用
行「取次を頼む書状を給へ」一尼を
と「詩文取り中」ハ「頼波必を返す」一と
「も」他「正助用」の「長生書」様「と游
取次を頼む」一と「巻」一「巻」一「平巻」一「書」一
返事「せまき」一「生後平巻」他「の儒素對
漢の長叔」一「孝者」一「も」一「不思返る」一「の」一
先「も」用「り」一「伊木正助」一「返書」一「を返る」一「不返
書」一「調へ」一「ら」一「ふ」一「見事」一「何」一「と」一「学礼」一「が」一「辞」一「を」

中「も」一「長叔」一「又書」一「て見」一「し」一「写」一「ふ」一「以
凡「之」度「調へ」一「し」一「漸」一「成」一「能」一「し」一「り」一「日」一「用「の
書状」一「を」一「調へ」一「し」一「も」一「事」一「ハ」一「多」一「く」一「書」一「り」一「小」一「叔
不「思」返「な」し「もの」一「正助」一「輕」一「新」一「系」一「の」一「技」一「持」一「合」一「れ
と」一「偏」一「不」一「交」一「問」一「の」一「徳」一「不」一「お」一「れ」一「也」一「と」一「物」一「語」一「せ」一「り」一
が」一「人」一「是」一「を」一「改」一「ま」一「し」一「と」一「肥」一「後」一「お」一「し」一「も」一「孝」一「者」一「を」一「尊
信」一「せ」一「し」一「所」一「と」一「見」一「え」一「り」一「上」一「下」一「を」一「混」一「じ」一「り」一「交」一「問」一「派」一「ハ
尤」一「の」一「も」一「之」一「肥」一「後」一「お」一「し」一「り」一「儒」一「者」一「ハ」一「家」一「藝」一「を」一「修
國」一「同」一「本」一「成」一「ふ」一「近」一「系」一「改」一「制」一

当「辰」元「一」後「中」制「法」
を「註」明「し」一「彼」一「地」一「の」一「人」一「共

物法に改制し前改制は律 少く儒者のを結不孝を犯し
いふ即ちすなり
平士となり李固の事も儒者後付も也
格別尤の制法に李固人の生質少く用達有り
用不達せぬものなり 儒者を当用の事少く
用達所明足 律。受李固の尊きるを知り
上く儒法を家法す付少く書を法講釈
少くも是を主を儒者とし心は甚だ心おこ
風俗を思ひなり丁寧少く謙遜を
おぼふしきや不取持。是も儒者自ら

氣象早く世間には猿樂師茶房扶同根ふ
何らりてても 取奪と存ぬ分際なり干士
有りい永沈地獄陥るると思ふを時表者
成果は李固用達なきりのと彌流由ゆ
かりされい必実小李固も人のなきい畢竟
上の住むけりき解し知るし

一 肥後李校の起り秋山依をのま三時、皆習敏
とてむり小き事へし追々速廣の依を段後
兼成依の李端しき益仕法を立止今もい文李

武藝并孝文多梨方違皆一孝校少仕音成
一家中の人孝校少て稽古せむ者一人少
右の通り孝校を法士の仕立不_レ致_レくもよ_レ成
を_レ重_キ法を立惣頭家老後少_レ後名を惣
教と云孝校中稽古人の賞罰黜陟を掌り花師
役の面々の款未_レ取_レ失_レ下_レ終_レ孝監とて六百石
位の人二人少_レてお初_レ孝校出月付_レ 称中孝頭と同
位階_レ孝頭_レ文孝稽古人の精不_レ精才不_レ才を吟
味一孝監_レ武藝稽古人精不_レ精才不_レ才を吟味_レ

是兩人大役有り矣外文武の諸師役人大勢古語。
稽古の人數_レ文孝の方斗り取_レり一日一三百人
程有_レ之由叔稽古人吟味の仕法_レ諸師日_レく_レ稽古人
精不_レ精才不_レ才を考_レ定_レ歳の終り_レ封_レ封を以_レ文字
は孝頭武藝_レ孝監_レ中_レ達_レ以_レ学_レ頭_レ学_レ監_レ封_レ封を
開_レ封_レ考_レ定_レ失_レ書_レ封_レを惣_レ教_レ達_レ以_レ惣_レ教_レ
又考_レ定_レて板_レ群_レの者_レ向_レ是_レ君_レ聽_レ小_レ達_レ章_レ服
金_レ銀_レ封_レ賜_レ不_レ精_レの者_レ叱_レり重_レき_レ稽_レ古_レを差
罰_レ過_レを致_レす時_レ諸_レ師_レの言_レ上_レを以_レて_レ稽_レ古_レ復_レ中

此外在公附と云ふ所是ハ日ノの勅清を記以
仕方なりを然ふ載ふべし畧以又試業と替
古人の藝業を減。奉。ふ事とし爰ふ畧以

一 学校の役人

惣教育家

李監 横目三人勅書
四人爲以

教授二人 勅書之使
今二人爲以

助教一人

訓導四人

句讀六人

故実師二人

音楽師一人

右を不武藝師五人程右ハ西樹小信軍李弓
馬劍槍その他武術師皆備。役人三人手附三人

右ハ学校不付。も難用程。掌り居察申捨人
條中。より句讀指南を加役。申。事。より。なり。備
荒仕子數人。上惣計百人程。之居察。ハ國中の人
上下。下。限。以。才氣。拔群。少。以後。用。達。し。生。き。人
物。を見。立。せ。ば。ハ。李。監。の。り。惣。教。ハ。中。達。申。惣。教。辨
吟。味。を。加。へ。金。拔。群。の。人。物。を。是。も。君。聴。ふ。事。ハ
庶。の。り。の。養。ふ。事。ハ。一。系。中。李。校。不。在。事。也。中。印。不。保
何。藝。少。ハ。統。治。者。也。弥。勸。奉。ハ。才。学。進。出。
二。系。三。系。ハ。留。奉。ハ。付。く。事。内。一。ハ。才。学。成

能身事不索役修付も事となり 句法師
なまなりもなり 若菜外不進まぬ今一系あり
察をたも宿の節衣家中ハ勿論在所送り字
同精神の者多く賢者出家社人可ふ文盲有日
少あり

附録 三系以前肥後諸生兩人遊幸して拙宅小
来り六七日滞留せしめ亭之を伊旅伊旅と名
察の人や二人も本田禮助といへ何部在るの將之
何事も廿四五才の若少く幸同進侍余程

能化しものも某禮助小若しそ文は古体の詩
作葉同て何れ居察に致す也と問ふ礼助
答て新居寮は成志之学頭藝に居察
致す也意存念すありし事も惣教念志
致すれりも亦れ當時の國風少く郡代令
悪波の詠は法更執権も多ふ及ぬ事亦
古有郡代令も亦く有郡代令と郡中令
亦唐不孝同令も亦存けり出役事以て
十八勝せしも亦く小城に居る事て河

して田舎を治んす。郡代を勅尚六郎と
座敷の如く強くと。辰奈頭と惣持は形可
私と志を遂不中。郡代を恨み、字十七外と
某宗和傳ふ。二役切、締り、何と七感。しる
かり、彼國を郡代一廻ふ。二く、マ、何と二、郡
彼所不造。一、城下、一、飛、互、よ、あるを、
續て、重、物、も、を、役、所、共、自、行、の、内、出、郡、方
其、行、も、之、を、一、郡、十、四、郡、六、廿、八、人、是、下、
役、人、少、賢、役、人、を、郡、を、之、不、侍、也

たき、^其人の、う、皆、次、才、小、治、事、と、見、取、て
理、上、叶、い、し、も、の、上、役、の、手、中、及、ぬ、挿、根、お、
尤、う、極、め、甘、う、と、感、一、不、や

一 蕨市を長仕年の時先手物頭の役勤めを彼^後
頭より今も何方富札を伝ふり組の若く連中
同和次第に非常を警固有き。一、彼、者、も、
小舟を心はるく無職。一、い、と、付、る、市、を、
々、の、是、は、類、依、ら、ぬ、用、能、之、用、が、れ、ぬ、を、
事、お、て、い、甘、畏、(一、事、)と、士、の、身、を、不、博、奕、の

警固何分少耻事なり此彼の君命
とて界疑一免爾可給奉致とて再三断り
此れ役致し仕方大奉行堀平左衛門小左衛
門右衛門大守行所市を討つて分理なき小
行所も舊例存せし今日とて新中付
られよあり左彼致重き旨を付られし
市を自猶又不界左衛門の子小左衛門保祐之
彼後令少免可とて且憚り不願しよとて思
ふ上叶ひ不^い尚^る刑法不^い依^る付^るとて

博奕警固の耻辱下方へ少し残念不存とて
答へ放つ付役致し余餘り又此大奉行小
右衛門平左衛門是求と聲しよとて當
の役目整ぬ左衛門可付裁^し炭上何ひれ
顔色を改む市を討つて不^い理^ふ叶^ひりぬ
富札の警固侍を付れ此方^い理^ふ今日より
先左衛門警固にお止しむとて左衛門市を討つ
免れせり本役を勤めとて

一 某十翌年以某彼國不遊一時彼地の儒者何條

同方より見物せよ一つの座敷の多き何れ
指て是、若旦那を生、妻の住む座敷に其
奴心を付見、ふと淋敷体なりな候りの由にて
ふとめあふやと問ふ、何某對て、去き、漸潜
の末、多き少く、今候り、むかひと云ふもの
なり、利君且、却渡生以後、け、座敷と、去、再、目
見、な、り、節、なり、若旦那方より、便の長
今、子、な、を、必、贈り、来、由、是、の、樂、と、傳、り、
と、物、語、せ、り、是、お、り、賢、人、の、行、ひ、を、さ、う、く、珍、し、き

事、少、し、な、事、も、當、時、淫、風、お、り、何、方、に、あ
り、傳、き、る、の、事、有、餘、な、較、見、ま、し、換、別、の、よ、き
あり、互、に、感、入、也

一 肥後座敷を仕立、い、共、今、少、く、上、下、を、一、統、上
女、中、の、不、作、り、な、り、最、初、火、流、け、出、る、時、其
事、よ、り、心、寄、り、も、の、有、り、右、の、者、罪、障、り、て
夫婦、一、同、に、追、放、せ、り、是、出、者、夫、婦、車、不、都、お、り、
西、陳、屋、住、り、も、本、より、放、り、竟、え、る、も、な、ら、ぬ
織、原、屋、住、ま、を、今、の、海、堂、り、も、織、原

少くも永く存存するの中へと思ひ返して秘事
と傳はるを慮りト必せたる三四年も右邊道
に多く思ひしより此肥後より歸來る伝舟船
来り生じし夫婦迄收ひ歸りぬ生以 西陣を著
同家伝舟傳ふ雇はせし夫婦を西國
にりなき滞留中は賃銀高く雇ふ趣き同為
し下宿交中トせし右の夫婦の者同意
して四人同為ふじりたる生御肥後を蚕織仕立
果中少く家老以下の婦人并家中一統お種

の織織せし時なれば右の四人を師として追々
秘事口傳を承けければ只今少くは何れを結構成
績も家中より織者迄之古く女子も蚕織をい
たむ事も答なり 忠利君と古成弟と妻娘君との
分際少くよき忠弟少く下女を召仕りて其の
費ふなふぬなり 近來は彼も蚕織繁昌して四
合ふも役人より桑符を握地を見して植守
せむを憫り、其の桑賣様ト付、中厚り何
國少くも一向蚕織せぬとすはなれり、全体

のりふ業内そ何の意返しなく仕立しものお六
却て不利なり事也終るまで止せしふ成り之
恥後中々変り皆素問を好む今の政事の
根元を得て意返し垂れし古聖人の志
事成る迄利益の政事也云事を會得し
君より世際して蚕の飼根絹の織様吟味を委
し追いつけし服國の大利トなる程の事
成然しもの也是を得し事情を以て仕立
し三四条の内國の利益成るべき才一大家

の奥方と云しの時より何と云ふも甚不埒成
もの才主人も日初より手足をこし何と出
精原ふ奥方も何の取用もなく琴三味線生
他種の慰ふ長し目を暮し兼くも休むれぬ
積氣なよ病も栄耀より醜し音節しり
附のし女なれは仕りしな振舞仕
事し是を慰む事あり家を持し女ふ
程をわし杯精考しふて軍しよるより才一なり
たらし教習人の教す天子后宮より不程ふ

奄後の業を絞出すは仕懸りもの之當時は
諸炭山内に入格はる成り一山内は
とある家老の婦人にて一通り成り一
叔奄後を仕立ふ大の許ありは素桂
辛縁ふは仕方を得て吟味して糸糸
出来無識様の事之波分を先少丈未無識
かふなきも世法致し程の取柄は
忽不居定此是又人情なり縁ふ未無識
事は博多はきして信と云一通りの云分は縁の

費多しは是又世法程の功元元由氣を
不詮を元少丈未出来立り最初は
委安して仕懸りの肝要は情を得し初も
者魚(肝後少)京越(追放)見せし秘の傳述
関利益多費多仕立方を仕立せむ易く
出来て人情の進むは仕懸りもの之國中
大概は明令追垣や庭端畔りし不生
木樵校(イバラ)しし船木を追ふ東小桂へ
易くは有是地て少費して出来

是亦の取まを聖人の工夫を積り事情人情を
尽し垂微を女工の一大事と仕立建てる事を
會得し肥後、右吉通小笠原を仕立せし
事を見えり

一 秋法國を遊歴し土風民情を何とぞ心を得
見えぬ哉成素りし熊本の風俗小笠原
し之家中面を破る小笠原の遊情を風火
見えに体のし李校藝をなすトイ混と修
の懦弱なる決し一が侍小路町を歩

興ふ琴や三味線杯の音は川狩は行くを
見及びし事か一し二事を定て一向是なきふ
の留む臣一校を見聞せしりまゝ稀な事
事と存せしは之彼は之文一儒者之
之面に出動をを見侍ふ漆羽線皆木綿甘り
大城を平取りと元米町人して畠有る酒屋
成るを幸阿勝也詩文し達者成る儒者小呂
いししものし秋はなかり懸意なる様遊学の
時しし同人定し宿中同人一日吉野野學の

若出勅書を見て今日飾らむ一為成由
と申し問はせし多し然今日も李校少く試業是
何處よりなり試業は舊古の人文藝武藝の
限以一統小業の進退甲乙を試らざるも其
出座なるもそのより左なれを親敷り
以名代り少く李監少く師後の面も古の
舊古一人在り罷出まし業を勅書少くして
晴が事左緒羽織を先くも之又彼國滞留の時
有馬源中云儒者臣小逢小春り酒を陶をむ

と持せり我多し原少くは
何の蓋を村りしとせり源内看も是
持ませしと豆腐小小難を意交しを小き器
入るを村り看一種少く蓋を云り酒分醉
帰りし其學造作少く深切な風情初對實
實之感入し事ともなり熊本酒と悪れ
政判以後も他國の酒を一切入る禁之諸文
とも自國の酒を一統小用ひるも其尚文
の事も是少く衣食質素推て智入し是

必竟^倭族侯徳をて朝を^倭至て淡澤を好まれ
華美なる事を忌嫌りて各別觸角となれり
自海^倭生来も風俗も土地も各々^倭に各々
少くも名を得りて役人^倭の同^倭三十四条の留守の
職を勤め彼國に限り^倭の役人^倭皆上下より其
肩衣を用ひ喜ぶ^倭漢人の用^倭絹より肩衣を併
廿四条の留守の肩衣より^倭信を^倭由^倭承り
又飯田源太^倭は少く^倭肥後の侍^倭出谷懸意^倭は何
彼の物語^倭に^倭先^倭様より^倭貴國^倭に^倭服^倭制^倭あり

中^倭向^倭不^倭豫^倭左^倭右^倭を^倭當時^倭國用^倭之^倭也^倭諸士一
統^倭儉^倭約^倭を^倭付^倭た^倭れ^倭正月^倭朝^倭禮^倭服^倭紗^倭を^倭先^倭一^倭平日
一^倭統^倭綿^倭服^倭と^倭し^倭中^倭年^倭先^倭様^倭重^倭て^倭也^倭根^倭貴^倭國^倭に^倭中^倭
豊^倭饒^倭が^倭も^倭兼^倭る^倭所^倭及^倭て^倭存^倭有^倭一^倭肥^倭後^倭拓^倭
正月^倭の^倭礼^倭は^倭り^倭た^倭中^倭より^倭綿^倭服^倭なり^倭と^倭し^倭名^倭源^倭太^倭
感^倭物語^倭等^倭若^倭條^倭不^倭記^倭一^倭と^倭垂^倭縁^倭の^倭繁^倭昌^倭は^倭
上^倭右^倭之^倭通^倭綿^倭服^倭を^倭専^倭り^倭た^倭れ^倭銷^倭款^倭も^倭皆^倭旅^倭用^倭上^倭用^倭
と^倭見^倭え^倭り^倭た^倭れ^倭て^倭國^倭中^倭財^倭用^倭の^倭貴^倭も^倭少^倭き^倭中^倭推^倭て
知^倭也^倭

附録 熊本衣服制度の大畧

一章服の外は縮緬羽二重唐綾一統停止雜婦人同前

一侍分半羽綾半袴ハ紗綾日野迄を許す是れ
不許但俗羽綾裏付袴ハ侍分より許す
細き是れとも羽綾等許す

醫者出寮制度なく百姓町人縮敷二統小
停止但一町系寄ふも少く差有り
奈の持是れのみも金格も停止

一徒刑より輕き罪人の遠嶋追放なりたれども或ハ
一糸或ハ二年三年極小牢金城普請溝掘
り或ハ米を搗せ或ハ薪を刈せ或ハ細工などを
せむ事少く古來ハ唐土より取行ひ刑なり
戻改制以後右之徒刑を始め未仕方罪の輕重
論定の上牢舎を付輕罪一糸重罪ハ三年小
及上右の罪人も眉を剃り前髪を立誰見ても知
せむも小仕重き取出し召使ふ時ハ紺色の上著
少く是れ一同小目之を少く只輕支配して朝

牢より初 普請場(連越終日働く)普方(不)速
飯り又牢に入る毎日右の通り之扱右の罪人(毎日米
五升を賜り)内五合(米)食ふ残りて五合(米)役取(不)預り
生肉(少)鬻付(草履)の敷を辨(一)生残り(ハ)並
罪人(米)数(少)牢を出(時)様(り)て(何)程(半)圓
錢(一)て(生)者(不)渡(一)去(り)町(打)れ(り)町(方)役(人)
郡(の)者(在)不(郡)代(米)呼(付)て(已)後(意)度(可)恐(皆)
念(頃)不(り)付(ら)右(米)渡(さ)る(錢)債(の)事(な)ら(出)
牢(の)物(未)應(不)き(ひ)錢(有)三(年)に(任)て(去)る(初

一
いとも有付本(を)し(な)れ(思)慮(を)感(一)罪(を)悔
也(人)に(改)者(多)し(也)且(十)人(一)人(今)一(米)牢
合(仰)付(ま)度(強)ひ(を)通(り)不(り)て(去)る(已)使(る)
し(の)な(り)由(扱)了(了)留(送)ひ(一)普(請)場(り)逃(失)
ら(る)し(の)付(何)不(り)其(面)休(を)志(向)捕(取)り(て)
牢(の)前(入)て(刑)首(不)行(り)也
一 筆(は)罪(人)を(打)む(ら)之(彼)國(を)筆(刑)を(受)て
輕(き)罪(人)を(通)り(出)り(て)之(後)の(懲)り(受)か(ら)
ぬ(也)筆(は)打(取)辱(を)示(す)也(不)仕(ら)る(り)の(方)

先余右刑法始の三十一時平處の役ふり付
並を作せ出来りといふ持来せし平處の若
黨より付を方力まじし打廻りといふ自身肩を
穿ちてしる若黨怪多有りを押し付の
事を背くやといふ止るを三厚力まじし
りれし平處の痛を考へ並の数を極り
たり

附録 肥後刑法

- 一 火罪 火罪の
小限 一 磔 一 梟首 一 斬罪

- 一 刎首 一 黥 一 杖刑 一 並刑

右八條の内より徒刑並刑より刎首され餘
り刑を殊はイレスミ也盜なきは額ふ々の字を
入て喧嘩の次才ふより 刑中連の劍の形を
款ふといふ刑ふか後者は刎首なきは極過き
徒ふといふ輕きな是を刎首の替り左に死を
免海邊の由

龜井道齋曰刑法の官は皆が立處の之
當時町奉行郡奉行に刑罰をまふ由

軍一々も事新し、詔も町奉行郡奉行
生彌の民を教化役人なり、夫も刑罰を兼
帯せしむるも、民刑をなす心も、教化の行
履の端なきは、刑と教とを表裏の道理成
事之且も町人や郡民と訴訟し、も時町
奉行の町令をよび、郡奉行の郡民をなす是
又人情のよき事、餘儀も濫を曲るるも
多し、たが刑法の官を別不建、町令よび郡
民よび、罪科訴訟、皆刑法のよきを吟味工

夫を尽すに罪小應、即座論決して刑
法の滞りなきも、之唐土の歴史も、右の
官を格別小立も、以て、侯聰明賢徒も
勿論、生他の諸大夫政事、小政、役人、皆
本問を重ん、經濟の書を常小林、也、も
承、建、て刑法を十二職、も、刑法奉行を一人
た、を穿鑿方を多し、て吟味を逐追放
振、淫刑を除き、徒刑、並刑を定め、も、も、
見、六、り

一 長岡主水は往來より太官の風儀を以て國人の
服一疾し悼り思召し人物も平太左の少し
仕落しに困らせ成し心懸屋の中折首彦に之
發駕有り後五百し經て國中に出銀の觸
付有り代郡内迄觸未し主水も儀を所
居城より熊本迄八里の道程もを早馬
以て馳付止ふ公館不着座一平太左の取用も
間意多き中入らば平太左の河をやんと
急ぎ出席一主水の以て出銀の觸

有り尚生先存念して是有り也依是水も事也
平太左の答を加保大のなきに私一存不任中(キ)
やう望ふ論依かれ一此事以觸付より以
之水を取て折首彦も不義を行はせも也其
の出根百姓懸之き筋も有り能を百姓より
おまひの外の不義乍能候も一日藤城思召
凌り集有る答之左様の不義と依書を身も替り
諫めりしり先元の後分な不義知りつ
諫めば近頃大臣の体を存せらるるは秋六

侯左様の不義を行はるを存つて見て居るのを奴
役目なれば此様の觸れ憚を不顧に承り觸返す
也た様、心得も趣に引かれ平を為し尤も
存せし我思召喚しとのく答ふに水は又早馬にて
八代小幡を長出銀の俵も觸返すの趣國中も觸流
百姓出銀止ぬ平を為し一旦は依かゝる事右の趣
なきも忠告に早花脚を立出趣をとりぬ候
生中をよき事取しき氣色も大臣義を以
争へも安心な事ありし主水も平を為し

何の山沙汰もありしと

附録

八代は熊本の孤卿領地三安石之薩摩取
一の要害にて地を堅固し構へ小諸侯の如
主水右の風儀を臣下も孝者多かれ、
以十三、四、五、以前御様を替古所を立たす
熊本より一人の儒者をも雇ひて自分の臣下
にて師役不足を揃ひ今も至り御校
警昌より肥後の文化愈行渡りともや
楽洋集より見侍も八代臣下の内より十

八人の詩を撰と載せしむる所ハ幸者他の
大國より却て多しと見え侍り也

秘旨徳編卷之二十七終

